



うるま市告示第41号

うるま市離島患者等通院費等支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月17日

うるま市長 中村 正人



## うるま市離島患者等通院費等支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、離島の患者が適切な医療を受ける機会の確保を図るため、津堅島から沖縄本島の医療施設に通院を行う場合における交通費等の支援を要する経費に対して、予算の範囲内において、うるま市離島患者等通院費等支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 市長は、津堅島において必要とする医療を受けることが出来ないため、津堅島から沖縄本島の医療施設（以下「島外医療施設」という。）に通院する別表第1に掲げる離島患者等に対し、通院に係る航路運賃及び宿泊費（以下「通院費等」という。）の全部又は一部を助成するものとする。

### (助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第2に掲げるとおりとする。

### (助成金の算定方法)

第4条 助成金の交付額は、別表第2に定める補助対象経費の実支出額と同表に定める基準額を通院費の種別ごとに比較して少ない額を交付額とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 通院に係る航路運賃の領収書の写し（乗船者名、乗船日、運賃等の記載があるもの）

(2) 受診した医療機関の領収書等の写し

(3) 通院に係る宿泊費の領収書の写し（該当する方のみ。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請兼請求書を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第7条 市長は、前条に規定する交付決定をした日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽り又はその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、期限を定めて、助成金の返還を命ずるものとする。

2 助成金の交付を受けた者が、前項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

離島患者等	定義	助成対象となる通院
生殖補助医療を受ける夫婦	生殖補助医療（対外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。なお、主治医の判断により採卵前に精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合も含む（人工授精は除く）。ただし、治療開始時の妻の年齢が43歳以上又は保険適用の回数を超えて治療実施した夫婦を除く。	島外医療施設への生殖補助医療を受けるための通院とする。なお、生殖補助医療を受けるための通院費であるかの確認のため医師の意見書を添付すること。
妊産婦	母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する妊産婦であつて、同法に基づき市長に妊娠の届出を行い、うるま市から母子健康手帳の交付を受けた者	島外医療施設への母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後1箇月目までの妊婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院とする。
がん患者	がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された者	島外医療施設へのがん治療を受けるための通院とする。
子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。ただし、予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された者を除く。	島外医療施設への子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院とする。
小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき沖縄県が交付する小児慢性	児童福祉法に基づく指定医療機関である当該医療施設への小児慢性特定疾

	特定疾病医療受給者証を有する者	病に係る治療を受けるための通院とする。なお、医療施設のある離島から当該医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律（昭和26年法律第50号）に基づき沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である当該医療施設への指定難病に係る治療を受けるための通院とする。なお、医療施設のある離島から当該医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
特定疾患患者	「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い（平成13年3月29日付健疾発第22号）」に基づき沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者	沖縄県特定疾病治療研究事業実施要綱（沖縄県制定）に基づく委託医療機関である当該医療施設への特定疾患に係る治療を受けるための通院とする。なお、医療施設のある離島から当該医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
新型コロナウイルス感染症患者等	新型コロナウイルス感染症と診断された者及び新型コロナウイルス感染の疑いがあり、検査を受ける者	島外医療施設への、新型コロナウイルス感染症に係る検査及び治療を受けるための通院とする。
上記の患者の付添人	上記の離島患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義	

	<p>務者、後見人、保佐人、補助人その他離島患者等を現に看護する者であって、当該医療施設への通院に同行し、支援する者。なお、付添人は、離島患者等が、未成年者、介護保険法（平成9年法律第123号）における要介護若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認めるものであって、うるま市が付き添いを要すると認めたものに限り、1名までを対象とする。</p>	
--	---	--

別表第2（第3条、第4条関係）

補助対象経費	基準額
うるま市が離島患者等に対し、通院費として助成する経費であって、次に掲げる経費	<p>航路運賃 「沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書」等に基づき事業者が定める離島住民向け運賃の8割相当額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）</p>
航路運賃、宿泊費	<p>宿泊費 1泊当たり5,000円とし、これに補助対象となる通院に係る必要最低限の宿泊数を乗じて得た額。ただし、各年度25,000円を限度とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

助成金交付申請書兼請求書

うるま市長 様

【交付申請者】

住 所：うるま市 \_\_\_\_\_

申請者名： \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号： \_\_\_\_\_

うるま市離島患者等通院費支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により、助成金の交付を申請します。

【1】申請内容

区分	<input type="checkbox"/> がん治療 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病 <input type="checkbox"/> 指定難病又は特定疾患 <input type="checkbox"/> 妊産婦健診 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 生殖補助医療 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症患者 <input type="checkbox"/> 子宮頸がん予防ワクチン接種後の反応（疑いを含む。）に係る治療（HPV） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
フリガナ		性別	生年月日
患者氏名		男 ・ 女	年 月 日
住所	〒 _____	連絡先	自宅： _____ 携帯： _____
付添人の氏名（付添人がいる場合記入）			
フリガナ		続柄	同行者住所
氏名			
保護者氏名（患者が18歳未満の場合記入）			
フリガナ		続柄	保護者住所
氏名			
申請額			

【2】振込先

金融機関名	銀行・農協 労働金庫・信金		本店・支店・出張所
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第2号（第6条関係）

助成金交付決定通知書

年 月 日

住所

氏名 様

うるま市長



年 月 日付で交付申請のあった助成金について、うるま市離島患者等通院費支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

助成金を交付します。交付金額については、下記のとおりです。

交付決定額 金 円